

第22回図書館総合展（オンライン開催）フォーラム 2020年11月5日  
「ジャパンサーチ正式版公開～書籍等分野の連携及び利活用拡大に向けて」

# デジタルアーカイブにおける 二次利用条件整備の要点と課題

生貝直人 博士（社会情報学）

東洋大学経済学部総合政策学科准教授



※本報告資料のうち、報告者自身に帰属する著作権及び、又は関連する権利は、[クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/)の条件に基づく再利用を許諾します。本報告の内容は、報告者自身の研究者としての私見を示すものであり、法律的助言や所属組織の見解等を含みません。

# 二次利用条件整備に関わる国の検討経緯

- 知的財産推進計画2015
  - アーカイブ間の連携と「利活用」の促進
- デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会、実務者協議会（2015年～2017年）
  - 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性
  - デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン
- デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会（2017年～）
  - 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて（2020年）
    - デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン
    - デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）
    - デジタルアーカイブアセスメントツール

# デジタルアーカイブにおける望ましい 二次利用条件表示の在り方について(2019年版) より

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf)

## 2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方 (2p)

アーカイブ機関は、自ら作成・保有するデジタル情報資源について、二次利用条件も含めてどのように公開し提供していくのかについて、著作権等の権利に配慮したうえで、自ら決定して共有・発信することができる。ただし、公的機関が権利を保有するもの又は公的助成により作成されたデータであり第三者の権利に影響を与えないものに関しては、できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。

## 3 望ましい二次利用条件表示 (4p)

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

○ 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及びCCライセンス。特に、CC0、CC BYを強く推奨する。

○ Rights Statementsからは、著作権あり、著作権あり-教育目的の利用可、著作権なし-他の法的制限あり、著作権なし-契約による制限あり、著作権未評価のマーク。

○ 日本独自の表示としては、裁定制度により利用された著作物であることがわかるマーク(著作権未決定-裁定制度利用著作物)。

# CCライセンス、そして パブリック・ドメイン・ツール (CC0とPDM)



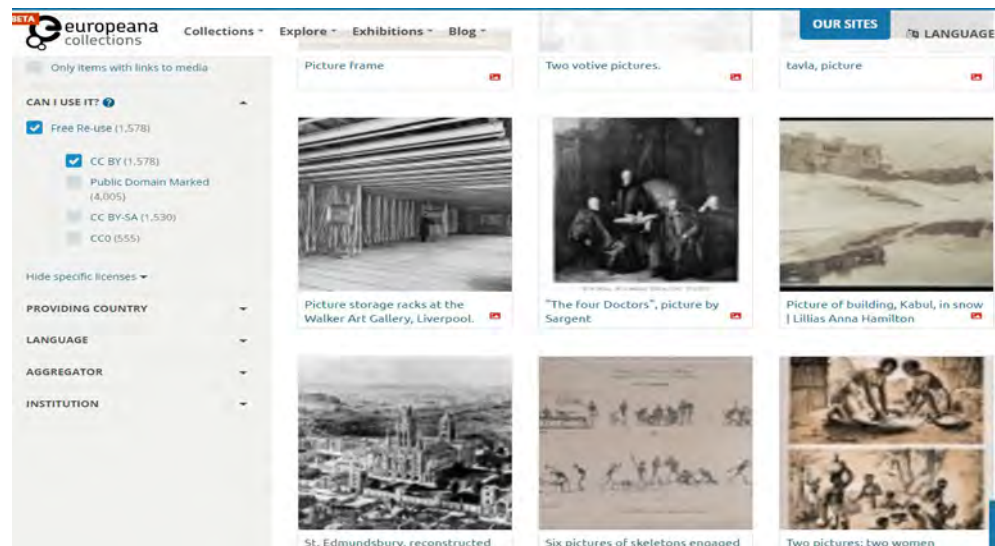
**【CC0 Public Domain Dedication】**  
当該作品に関わる著作権等の権利を、法令上認められる最大限の範囲で放棄し、誰もが自由に利用可能なパブリック・ドメインに供することを宣言する



**【Public Domain Mark (PDM)】**  
主に文化施設等、権利者ではない者が作品を公開する際、当該作品が知りうる限りいかなる著作権等の保護対象にもなっていない、パブリック・ドメイン作品であることを示す

# (ジャパンサーチのモデルとしての) Europeanaにおける二次利用の促進

- アグリゲータや個別文化施設から集約されるメタデータについては、参加機関とEuropeanaの間で結ばれる「データ交換協定」に基づき全て「CC0」を適用、完全な権利放棄を行う
- 画像や動画等のデータに関しても、CCライセンス等の限り自由な再利用条件の設定を求め、多くが出典表記のみでオープンデータとして再利用可能
- 欧州文化全体をデジタルで集約し、オープンデータとして利活用可能なデータをAPIを通じて一括公開することにより、再利用やアプリケーション開発等のプラットフォームとしての役割を果たす



Europeanaの権利条件別検索画面



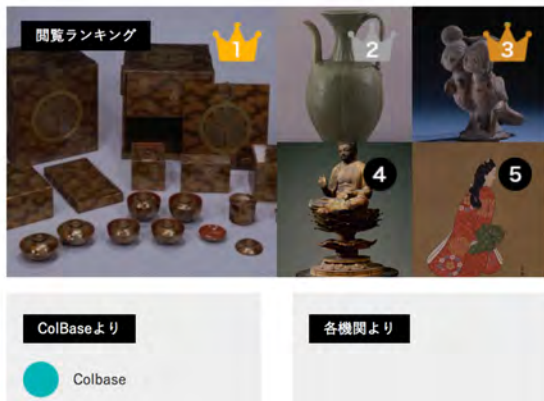
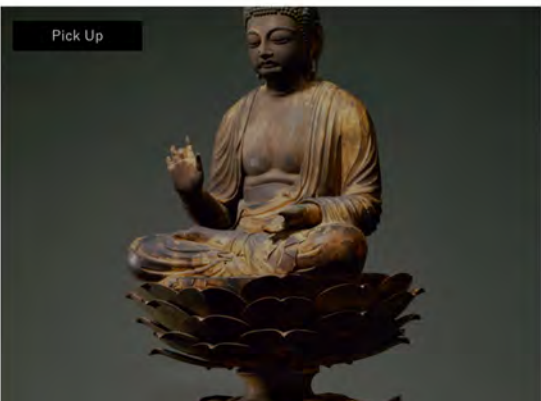
Europeana Business Plan

フリーワード (作品名・作者など)

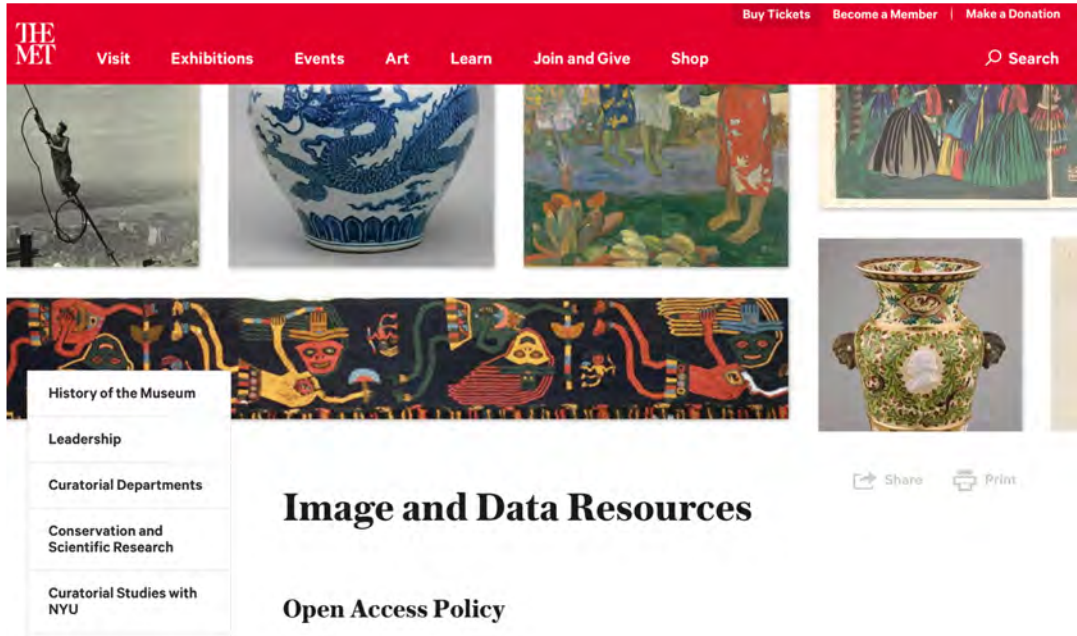
検索

画像あり

詳細検索



博物館デジタル画像を  
CC BY(互換)で公開



浮世絵のデジタル画像を  
PDMで権利表記

美術館のデジタル画像をCC0で公開

# デジタルアーカイブにおける望ましい 二次利用条件表示の在り方について(2019年版) より

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf)

## 4 二次利用条件表示に関する留意事項 (7p～)

### (2) 二次利用条件表示の検討に当たっての留意点

…デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや CC0 等を著作権保護期間が満了している所蔵作品等のデジタル化データに適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品・原資料の権利者であるなどの誤解を招くことがないよう、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有し得る著作権等の権利(例えば、作品を創作的に撮影した場合に生じうる著作権等)であることを分かりやすく示すことが望ましい。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者が自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了している作品・原資料を忠実に複製したデータや、著作物としての要件を満たさない創作的表現のないデータなどに適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要である。

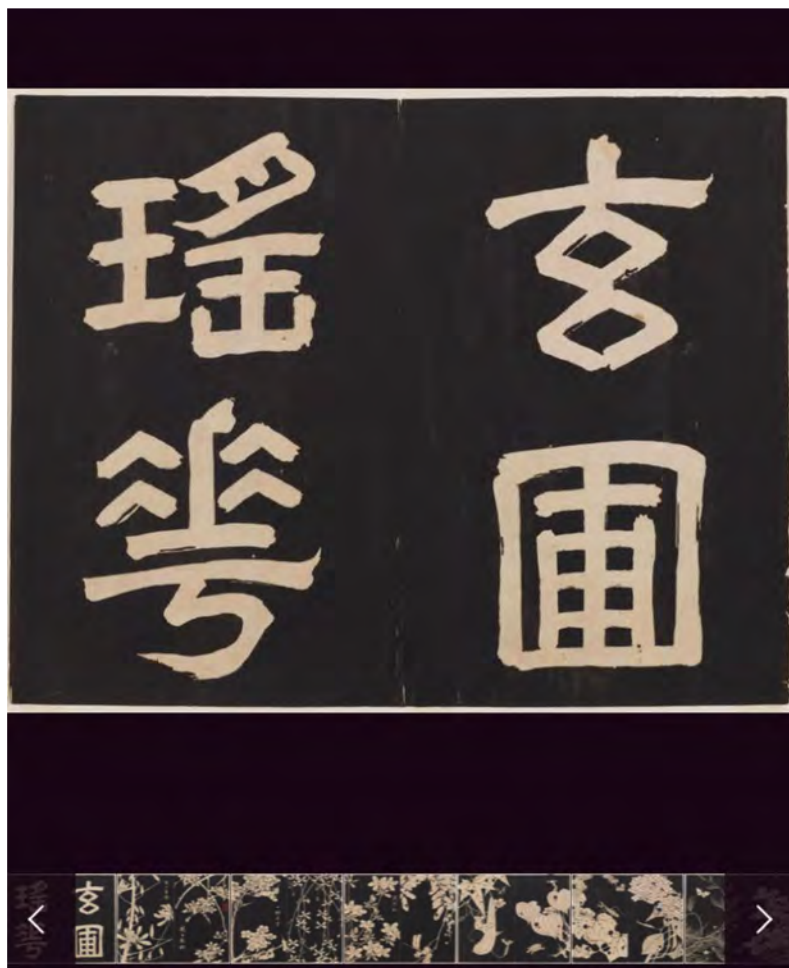
このほか、アーカイブ機関で二次利用条件を検討するに当たっては、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等の諸権利にも留意が必要である。…

# デジタルアーカイブのデータについて 二次利用条件を整備することとは

- しばしば議論になる問いとして、「著作権保護期間が満了した資料を撮影した典型的なデジタルアーカイブのデータに、アーカイブ機関がCCライセンスやCC0を付けて公開するのは、どういう意味を持つのか」、というものがある
- CCライセンスであれCC0であれ、アーカイブ機関が法的な意味での二次利用条件を定めるのは、当該データに関してアーカイブ機関自身が二次利用条件を定める権利を有している（有しうる）部分であり、アーカイブ機関によるデジタルアーカイブの二次利用条件整備とは原則それを意味する



- 東京国立博物館蔵「甕残片」（平安時代・12世紀）、[国立博物館所蔵品統合検索システムColBase](#)より、CC BYで公開
- ①甕の作者の著作権はまず問題とならない（PDMなどで独立にそれを示しても良いかもしれないが）
- ②他方、東京国立博物館にはデータ作成者＝写真著作物の創作者としての権利が生じる可能性がありそう→CC BYの対象はあくまでこちらの権利
  - これをいかに利用者に誤解なく伝えるか
  - もし、②の著作権が生じない場合には、利用者は、「資料の中でパブリック・ドメインに属している部分に関して、あるいはあなたの利用が著作権法上の権利制限規定にもとづく場合には、ライセンスの規定に従う必要はありません。」（[CC BY 4.0国際日本語版Deed](#)より）



- 東京国立博物館蔵「玄圃瑶華」（伊藤若冲自画自刻、江戸時代・明和5年(1768)）、[国立博物館所蔵品統合検索システムColBase](#)より、CC BYで公開
- ①若冲の著作権はまず問題とならない
- ②東京国立博物館にもデータ作成者＝写真撮影者としての著作権が生じる可能性は無さそう
  - 二次元作品の場合、アーカイブ機関の行為は原則「複製」
  - CC BYを付ける法律的な意味は少なそうだが（一般的にはCC0、場合によってはPDMが推奨されるか）、一括でDBに登録する際に二次元と三次元を逐一区分もし難い
  - いずれにせよ「資料の中でパブリック・ドメインに属している部分に関して、あるいはあなたの利用が著作権法上の権利制限規定にもとづく場合には、ライセンスの規定に従う必要はありません。」（前頁再掲）

# いくつかの留意点

- 重要なのは、二次利用条件の対象と条件を利用者（二次利用条件の読み手）に対して正確に、分かり易く伝えること
  - アーカイブ機関以外は、あまりデータ作成者のことを意識していない
  - 三次元資料の多いミュージアムがCC BY等を用いることに違和感は無いが、図書館分野が主に扱う二次元資料の場合はデータ作成者に権利が生じる可能性は極めて低く、CC0の適用を原則とする分野別ガイドライン等を設けることも有望であろう
  - もちろん、著作権保護期間満了ではない第三者の著作物を、許諾や権利制限などに基づき公開する場合は、それを正確に伝える必要
- 著作権以外のことも考慮をしなければならない場合がある
  - 「保証は提供されていません。ライセンスはあなたの利用に必要な全ての許諾を与えないかも知れません。例えば、パブリシティ権、肖像権、人格権などの他の諸権利はあなたがどのように資料を利用するかを制限することがあります。」（[CC BY 4.0国際日本語版Deed](#)より）

# 法律以外のことをどう考え、伝えるか

JAPAN SEARCH   

**(データ利用に当たってのお願い)**

ジャパンサーチ上でCC0及びPDMで提供されているデータについては、自由な二次利用が可能です。ただし、CC0・PDM等で提供されているデータであっても、二次利用に際しては、次の事項へのご配慮をお願いいたします。これらのお願いは法的な契約ではありませんが、できる限りご留意の上でご利用くださるよう、ご協力をお願いいたします。

- ・ 出典として、作者名の他、データ作成者、所蔵機関等を記載してください。記載方法は、「出典等の記載例」をご覧ください。
- ・ データを編集・加工等して利用する場合は、それを行ったことを記載してください。記載方法は、「出典等の記載例」をご覧ください。編集・加工等を、元となる作品・原資料の作者や連携機関等が行なったかのような態様で公表しないようご留意ください。
- ・ 当該データがCC0等により自由に二次利用可能であることの表記を保持してください。
- ・ 元となる作品や、その作者の名声を傷つける形での利用は行わないようご留意ください。また、元となる作品に関わる文化やコミュニティへの配慮を行ってください。
- ・ 著作権以外の権利(著作者人格権、著作隣接権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、商標権等)にも留意し、関連法令を遵守してください。

**(出典などの記載例)**

- 1 文化庁・国立情報学研究所の文化遺産オンラインのメタデータを編集、加工等を行わずそのまま複製し、利用する場合

当サイトの一部では、サイトへのアクセス分析やサイトの利便性向上を目的として、クッキー(cookie)を使用しています。詳細は、[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。

# Europeana 「[パブリック・ドメイン利用ガイドライン](#)」 拙訳

- **クレジットを表記すべき場合には、クレジットを表記する:**パブリックドメイン作品を使用するときは、作者または創作者のクレジットを付与してください。また、その作品を提供する機関(文書館やミュージアム、図書館等)のクレジットを付与してください。あなたがより多く機関のクレジットを行うほど、パブリックドメインの作品をオンラインに提供することへの励ましは大きくなります。
- **創作者と提供者の名声を保護する:**パブリックドメイン作品を使用または変更するときは、その変更を作品の創作者や提供者に帰すべきではありません。創作者・提供者の名前またはロゴは、修正された作品またはその使用を、彼らの同意なしに、承認があったように見せるために使用されるべきではありません。
- **オリジナル作品への敬意を表す:**違法や誤解を招くような方法で作品を使用しないでください。パブリックドメイン作品を変更して再配布する場合は、オリジナル作品からの変更点を明示する必要があります。変更を行った人物を他の利用者が知ることができるように、その作品にはあなたが変更したことを示すラベルを付けるべきです。
- **創作者への敬意を表す:**創作者または創作者を代理する提供者が、パブリックドメイン作品を変更しないこと、あるいは特定の文脈でのみ使用することを求めた場合は、その願いを尊重してください。
- **知識を共有する:**パブリックドメイン作品を使用して新しい作品を生み出すとき、またはあなたが作品に関する追加情報(著作者、コンテンツ、その他の権利保有者など)を持っているときは、あなたの知識を共有してください。これには、オンラインで公開されているパブリックドメイン作品へのタグ付け、注釈付け、コメントの他、元の作品を保持する機関にこの情報を送ることが含まれます。
- **文化に対する意識を持つ:**作品に文化的に敏感な要素が含まれている場合は、他の文化や地域社会に害を及ぼすような方法でこれらを変更したり使用したりしてはなりません。
- **パブリック・ドメインを豊かにする努力へのサポートを行う:**パブリックドメイン作品の利用者は、パブリックドメインの作品を大事にし、保存し、デジタル化し、パブリックドメインの作品を利用できるようにする文化的および科学的遺産組織の努力を支援するよう求められます。この支援には、特にその作品が商業目的やその他の営利目的で使用され、その提供者が公的または非営利の機関である場合には、金銭的な寄付や現物の仕事が含まれるべきです。
- **パブリックドメインのマークと通知を保存する:**パブリックドメイン作品の利用者は、適用されたパブリックドメインマークまたは通知を削除してはいけません。また、著作権の状態について誤解を招くような情報を提供してはなりません。

この利用ガイドラインは善意に基づきます。これは法的な契約ではありません。我々はあなたがこれを尊重するようお願いしています。

# Rightsstatements.orgについて

- デジタルアーカイブ（online cultural heritage works）の特性や実情に対応した二次利用条件整備を可能とするため、既存のCCライセンス・CC0・PDMを補完する形で、米国デジタル公共図書館（DPLA）、Europeana、クリエイティブ・コモンズなどが中心となり作成
- あくまで（CCライセンス等に該当しない）個別の利用条件のサマリーであり、それ自体がライセンスのような形で法的効果を有する目的では作られていない。利用アーカイブ機関は、正式な二次利用条件を別途オンラインで公表することが推奨される
  - 詳細につき[FAQのDo they replace existing rights information?](#)等参照

Rights Statements	<b>IN COPYRIGHT (著作権あり)</b>	著作権が存在しており、公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、又は何らかの権利制限規定により利用提供している場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT – EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令 (Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		○
	<b>IN COPYRIGHT – EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)</b>	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT – NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT – RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	<b>NO COPYRIGHT – CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)</b>	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	
	NO COPYRIGHT – NON-COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したものが、他の類似のケースにも適用される。		○
	<b>NO COPYRIGHT – OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限あり)</b>	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○
	NO COPYRIGHT – UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	<b>COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)</b>	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○

「[デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について\(2019年版\)](#)」より。最右列がEuropeana採用有無、その左が日本での推奨有無。この他に「著作権未決定」と「知る限り著作権無し」が有り (Europeanaは非採用、日本も非推奨) <sup>15</sup>

# いくつかの留意事項

- 著作権なし-契約による制限あり

- 「このアイテムの使用は、著作権および/または関連する権利によって制限されていません。この作品の取得またはデジタル化の一環として、アイテムを利用可能にした組織は、このアイテムの使用を制限することを契約により要求されています。制限には、プライバシーの問題、文化的保護、デジタル化契約、または寄付者契約が含まれますが、これらに限定されません。詳細については、アイテムを利用可能にした組織を参照してください。」
- →アーカイブ機関自身が利用者に対して利用規約への同意等による制限を課すこととは異なる

- 著作権なし-他の法的制限あり

- 「この権利声明は、パブリックドメインにあるが、アイテムを利用可能にすることを意図している組織がアイテムの自由な再利用を許可することを妨げる、文化遺産や伝統的な文化的表現の保護などの、既知の法的制限の結果として自由に再利用できないアイテムに使用する必要があります。この権利声明を決定的にするために、アイテムを利用可能にすることを意図している組織は、アイテムの再利用を制限する法的制限を詳述するページへのリンクを提供する必要があります。」
- →例えばニュージーランドの[2014年ハカ・カ・マテ帰属法](#)など

## Official translations

The rights statements have been translated into the following languages:

- [Estonian](#) - Translation partner: [Wikimedia Eesti](#), reviewed by [Estonian Photographic Heritage Society](#)
- [Finnish](#) - Translation partner: [IDE](#) and The Prime Minister's Office's translations services, reviewed by [HH Partners](#)
- [French](#) - Translation partner: [Bibliothèque nationale de Luxembourg](#) and [Musée national d'histoire et d'art Luxembourg](#), reviewed by [Bibliothèque nationale de France](#)
- [German](#) - Translation partner: Prof. [Ellen Euler](#), reviewed by [Ilja Braun](#)
- [Polish](#) - Translation partner: [Poznań Supercomputing and Networking Center](#), reviewed by [Polish Society of Authors and Composers \(ZAIKS\)](#) and [National Film Archive - Audiovisual Institute \(FINA\)](#)
- [Spanish](#) - Translation partner: [Museo del Cine Pablo Ducrós Hicken](#), reviewed by [Safe Creative](#)
- [Hindi](#) - Translation partner: [National Digital Library of India](#) and [Indian Institute of Technology Kharagpur](#) of India, reviewed by [Mahatma Gandhi International Hindi University, Wardha](#) of India
- [Lithuanian](#) - Translation partners: the [National Library of Lithuania](#) and the [Professional Law Partnership iLaw](#), reviewed by the [Baltic Audiovisual Archives Council \(BAAC\)](#).
- [Dutch](#) - Translation Partner: [PACKED Centre of Expertise in Digital Heritage](#). Reviewed by [IP Squared.com](#) and [Beeld end Geluid](#).

# 終わりに：デジタルアーカイブの 二次利用条件整備に必要なこと

- クリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスやCC0/PDMなどのツールは、一般の人々が簡易に自らの著作物を自由利用に供したり（提供側）、自由利用する（利用側）ことを可能にする
- 他方で企業やアーカイブ機関などの「プロ」が、業務として自らの組織の保有する資料の二次利用条件を整備する際には、やはり著作権法やライセンス等へのある程度深い理解と、その二次利用条件の意味を利用者に対して正確に分かり易く伝えることが必要
- さらに言えば、著作権以外の権利や、法律以外についても留意する（してもらおう）必要がある